

公表：平成31年3月25日

事業所名 子ども育ちの家「て・い・く」

		チェック表	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点など
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか。	○		プレールーム（2間）だけでなく、廊下を隔てた学習ルームも必要に応じ個別療育のために活用している。	敷地内の空き地に砂場や遊具用のタイヤ等を設置し、多様な活動が出来るよう工夫している。
	②	職員の配置数は適切であるか。		○	最低必要数で療育をしていたので11月末に臨時職員（保育士）を雇用した。	4月からさらに2人採用する予定である。充実した支援体制で臨む。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか。	○		教材教具は、分類し視覚的にも構造化した配置にしている。また、プレールーム及び学習支援室は安全マットやじゅうたん等を敷いて安全面に配慮している。	事業所は個人の住宅であり、完全なバリアフリーは構造上課題がある。しかし可能な限り努める。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか。	○		活動終了後は毎日、掃除を徹底している。トイレ等も同様である。活動空間が確保できるように中央部を広く取り、教材等は棚や押し入れ等に配置している。	屋外の空き地も砂場やタイヤ等の遊具を設置し、安全に、伸び伸びと活動できる環境ができてつある。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	○		毎日の職員ミーティングで当日の活動内容や利用者一人一人の目標及び課題を明確にしてして支援に当たっている。	多機能事業所（午後から放課後等デイサービス）であるため、十分な時間を確保するための工夫が必要である。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか。		○	開所2年目で、利用者数も少なかったのでアンケート調査は実施していない。今回の自己評価の取組を通じて以後継続していく。	ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、保護者に分かりやすいような様式に変更していく。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか。		○	「て・い・く」便りを定期的に配付し、またホームページも更新してきた。	平成30年度末に実施し、3月にホームページに公開する。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○	第三者委員会の委員は選出しているが利用者が少なかったため開催していない。平成31年度からは定期的開催予定である。	4月からほぼ定員を満たす予定である。7月までに第1回目を開催する。

	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか。	○		市障がい保健福祉課及び障がい支援センター等の研修には勤務を調整して参加するようにしている。他にも週休日には自主的に参加している。	職員のスキルアップと他事業所との連携のために次年度も積極的に参加する。
関係機関や保護者との連携	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	○		個別支援計画は、保護者の同意を得て、保育園（担任）にも見ていただいている。保護者、保育園（幼）との三者連携が欠かせないと考えている。	個別支援計画は、保護者の同意を得て、保育園（担任）にも見ていただいている。保護者、保育園（幼）との三者連携が欠かせないと考える。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか。		○	日々の療育の中で子どもの特性を把握し、支援計画を立てている。アセスメントツールは今後参考にしたいと考えている。	4月からはアセスメントシートを活用してモニタリングや連携会議に臨む。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	○		支援計画は、本人の様子、保護者のニーズを踏まえて作成している。ガイドラインにある家族支援、福祉との連携も十分視野に入れて作成している。	現在、外部の専門家に個別面談等を依頼しているが、引き続きその結果等を支援計画に活かす。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか。	○		毎朝のミーティングで、前日の支援内容や活動時の様子をその都度検証し、支援計画から外れないようにしている。	週計画を踏まえ、個別支援計画と整合性を持たせて今後とも支援内容を充実させていく。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	○		週及び月単位で活動計画を立てている。作成時は職員ミーティングで内容を検討している。	週及び月単位で活動計画を立てている。作成時は職員ミーティングで内容を検討している。
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	○		週及び月単位で計画を立てている。季節の行事と併せて内容の充実を図っている。	季節の行事や文化的行事は利用者の意見を尊重して計画を立てている。必要に応じて最低限の自己負担が発生する場合もある。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせさせて児童発達支援計画を作成しているか。	○		支援計画の項目には個別対応と集団的活動を入れている。よって、適宜、子どもの様子で組み合わせている。	2年目になり、利用者も「て・い・く」に慣れてきた。今後は個別活動に重点を置く。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか。	○		毎朝の職員ミーティングで活動内容と個別の目標を共有している。	ミーティング時間の確保が課題である。

	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○		時間がある場合は活動の振り返りを行っている。できなかった場合は、職朝ミーティングで行う。	短い時間を有効活用しているが、それでも時間が不足する場合がある。
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○		記録は欠かさず付けている。	担当を決めず、各々に記録を取りながら振り返り時に情報を共有している。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか。	○		必要に応じて、関係者の同席を依頼したり、出かけて支援計画を元に検証することもある。	利用者に係る支援ネットワークをそれぞれに確立していく。
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか。	○		自発管だけでなく、必要に応じて担当者が同席している。	必要に応じて、相談事業所に連絡し臨時的に関係機関との連携会議を依頼する。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○		関係（区役所）機関が来所して情報を収集することもある。また、状況に応じて情報を提供する。	可能な限り、利用者に係る様々な関係機関と連携を図っていく。
	㉓	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか。			該当者無し	
	㉔	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか。			該当者無し	
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		必要に応じて、保護者の承諾を得たうえで、支援計画に関係機関にも提示し、連携会議を開いて情報の共有に努めている。	今後とも継続し、常に情報を共有し、二者三者で連携した支援体制を確立する。
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		現在、対象となる年中児はいないが、該当幼保育園の担当者とは常に情報を共有している。	移行支援に関して、保護者や相談事業所からの依頼があれば開く方向である。
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○		西区では定期的に発達支援ネットワークを開催している。毎回、職員で参加している。また、熊本市主催のステップアップ研修等にも毎回参加している。	他専門機関等の要請には常にに応じて指導助言を受ける体制である。研修等には今後とも積極的に参加する。

⑳	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか		○	事業所間の調整が難しく、現在、その予定はない。	保護者や当該事業所からの依頼があれば実施する。
㉑	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか		○	日程が調整出来たときに参加している。 (にしまるネットワーク会議)	案内があれば出席する。開催状況等の情報が不足している。
㉒	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。		○	日々の連絡帳やメール等を活用して、保護者からは利用者の体調等を、事業所からは活動の様子を随時知らせている。	連絡帳の提示がなくても活動状況やその日の様子は必ず伝える。
㉓	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか		○	定期的に講師を招聘して、「りょういく懇談会」を開催しているが、確立されたペアレントトレーニングまでには至っていない。	保護者に、療育の専門家を紹介し、当事業所で個別面談を実施している。
㉔	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか		○	契約時に資料を提示して説明し、了承を得たうえで契約をしている。	説明資料を精査し、内容の理解に努める。
㉕	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。		○	契約時に当該事業のパンフレット及び関係機関に定期的に配付する便り、ホームページ等を元に、ガイドラインの趣旨に基づいた支援を提供することを説明している。また、支援計画のサンプルを示し、幼保、小中学校等との連携の資料としても承諾を得るようにしている。	当該事業所の特色として、今後とも内容を充実させる。
㉖	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。		○	㉓にあるように、当該事業所において、「りょういく懇談会」を実施している。また、療育の専門家による個別面談も実施している。	㉓と同様に当該事業所の特色として、今後とも内容を充実させる。
㉗	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか。		○	㉓にあるように、事業所内で開催する「りょういく懇談会」を持って、保護者同士の連携の場としている。	当該事業所以外の保護者参加が多い。アンケート等を取りながら期日や内容を設定する。
㉘	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか		○	保護者の依頼による関係機関との連携会議には必ず出席し、突発的な依頼にも迅速に対応している。	個人情報保護の範囲内で事業所内における活動の様子を提示する。
㉙	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか。		○	「て・い・く」便りを月1回発行、またHPでも知らせている。配付先は、保護者、見学者、幼保育園、小中学校、相談支援事業所など。	月1回の配付を目指し、充実した内容にする。(開所当時から9号)

	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意しているか。	○		活動の様子は画像及びビデオ等で保護者、連携会議時の資料として保護者同意のもと提供している。契約時に個人情報に関する同意書を交わしている。	ホームページを作成しているので、活動紹介等については今後とも十分配慮する。
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○		聴覚に障がいのある保護者にはメールで情報を伝えている。また、第一言語が手話である利用者にも簡単な手話を使ってコミュニケーションをとっている。	緊急時の連絡等をリアルタイムで行う場合は、携帯メールが欠かせない。
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか。	○		地域のコミュニティとなることを目指している。もちつき会ではご近所にチラシを作って案内した。4～5名の来所があった。	当該事業所の方針として、地域の方々が参画できるような行事を計画する。
非常時の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		各マニュアルを作成しているが、保護者へは知らせていない。HPや便りをとおして周知したい。訓練は火災訓練のみなので今後は、不審者対応訓練も取り入れていきたい。	ホームページや便りをとおして周知する。避難訓練は火災のみなので今後は、地震や不審者対応も実施する。
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。		○	火災避難訓練を実施している。	これまで利用者数が少なかったため、定期的な訓練までには至っていない。4月以降は学期ごとに実施する。
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	○		契約時に十分確認している。また、感染症のまん延期には職員はもとより、利用者の予防接種状況及び事業所内の対策等を保護者に知らせている。(連絡帳他)	生命に関わることであり、今後とも慎重を期して臨みたい。
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。			食アレルギーに関しては、契約時に保護者から情報を得ている。事業所として食事提供はしていないが、おやつには十分配慮している。医師の指示書を必要とする利用者はいないが、あればそれに基づき対応する。	保護者と今後とも食アレルギー等について個別に情報を共有していく。
	④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか。		○	事例集まで至っていないが、報告書は作成している。	4月以降に他事業所等の例を参考にして、事例集を作成する。
	④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○		職員の倫理綱領に謳っている。定期的に読み合わせなどを行っている。	マスコミ等で話題になる度に個々の職員に自覚を促している。

	④7	<p>どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか</p>	○	<p>契約時に十分内容を説明し、同意書を取っている。</p>	<p>同意書には当該事業所の責任者と個々の利用者に担当を割り振って自覚を促している。個別支援計画には、事前の聞き取りにより、必要に応じて支援計画に記載する。</p>
--	----	--	---	--------------------------------	--